

報告第1号

陳情第217号「イコモス発出の北九州市初代門司駅遺跡に関する
ヘリテージ・アラート文書の受理について」

陳情に対する市の処理方針について、下記のとおり臨時に代理したため報告する。

令和6年12月12日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 令和6年12月市議会定例会にて常任委員会に付託され、令和6年12月10日の教育文化委員会にて審議されることとなった陳情に対し、本市の処理方針を述べる必要があることから、「北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し臨時に代理させる規則」第3条第1項の規定に基づき、「緊急やむを得ない事情が生じた場合」として、教育委員会会議での採決を教育長が臨時に代理し、教育文化委員会への説明を行ったので、同条第2項の規定により報告する。

陳情第 2 1 7 号	受理年月日	令和 6 年 1 0 月 1 1 日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	イコモス発出の北九州市初代門司駅遺跡に関するヘリテージ・アラート文書の受理について	
要旨	<p>2024年9月4日（日本時間）、イコモス（国際記念物遺跡会議）は、上記遺跡の保存に関する本市の対応に関して、市長、市議会議長及び教育長に対して、ヘリテージ・アラート（国際的警報）を発出し、同年9月6日、日本イコモス副委員長の九州大学教授、溝口孝司氏が来庁して、都市戦略局長に当該文書を手渡した。</p> <p>ところが、教育長名による行政文書開示決定通知書（令和6年9月24日付北九総総第455号）で開示された当該文書には、所定の所管課である教育委員会総務部総務課の受理印が押印されていないから、当該文書は、教育委員会事務局において正式に受理されていない。</p> <p>北九州市教育委員会文書規程（教委訓令第1号）に基づいて教育委員会事務局の文書の取扱いを定めている北九州市文書管理規則（平成14年規則第26号）は、「市役所に到達した文書には所定の受付印を押印して文書管理システムに記録して正確かつ迅速に取り扱い、事務が適正かつ能率的に行われるように処理し管理しなければならない」ことを定めている。</p> <p>また、地方自治法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定め、地方公務員法第32条は、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い」と定めている。</p> <p>北九州市初代門司駅遺跡は、北九州市民のみならず、日本と世界の関心事である。イコモスは国連ユネスコの諮問機関であり、その参加国は153か国、会員は10,000余名である。</p> <p>ついては、教育長は、地方自治法及び地方公務員法並びに北九州市の市長規則に従って、当該文書を直ちに受理して迅速に処理されたい。</p>	